

別表 1									
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公開請求に係る公文書を保有して いない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成24年度 諮問受理第245号	平成25年 2 月28日 付け大市第90号	平成25年 1 月23日	市政改革室は、「神経症」解釈する もの。例＝法規・法的根拠・法令 等々。 (大市第47号「神経症」記載有る)	市政改革室総合調 整担当	平成25年 2 月 1 日付け大 市第77号 不存在による 非公開決定	当該公文書をそもそも作成または取 得しておらず、実際に存在しないた め。	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。(整合性欠く) 道義的責任分からず(大市第76号)、本件も「不存在」を生 野区役所「是」とする見解根拠不明。基本方針偏冊子上解離 生じる(浮上)。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「当室 が『神経症』を解釈するための法規・法的根拠・法令等」で であると解し、該当する公文書はそもそも作成または取得して おらず実際に存在しないので、(か) 欄に記載の決定を行っ た。
2	平成24年度 諮問受理第252号	平成25年 3 月 8 日 付け大人事第74号	平成24年12月19日	総務局 人事室は「神経症」市内見 解分かるもの求む	人事室総務課	平成24年12月28日付け大 人事第52号 不存在によ る非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。(整合性計れず) 法的根拠欠く、「是」判断不可能で、有る。※当区は、是答 弁する経違は、共有済！ ----- 実施機関の担当である人事室においては、「神経症」に関す ることを所管していないため、本件文書をそもそも作成又は 取得しておらず、実際に存在しない。
3	平成24年度 諮問受理第254号	平成25年 3 月 8 日 付け大総務第225 号	平成24年12月19日	総務局 人事室は「神経症」市内見 解分かるもの求む	総務局総務課 (総 務グループ)	平成24年12月28日付け大 総務第191号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。 福祉局・生野区役所を相当判断している法的根拠不明。 ----- 実施機関の担当である総務局においては、「神経症」に関す ることを所管していないため、本件文書をそもそも作成又は 取得しておらず、実際に存在しない。
4	平成24年度 諮問受理第281号	平成25年 3 月29日 付け大政第e-382 号	平成25年 2 月26日	政策企画室情報公開制度等担当は、 答申第316号示す、1-4-(2)の③ ア・④ア(社援保発第0330001号内) 行政個人情報保護法示すもの(府 は、個人情報保護条例示す)	政策企画室公開制 度等担当	平成25年 3 月11日付け大 政第e-356号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得 しておらず、実際に存在しないた め。	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。 大情審答申第316号との整合性欠く。大情審答申第272号は、 論拠に成る。相違する。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「『平 成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号』において言及さ れている行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律を 求めている」と解したが、該当する公文書はそもそも作成ま たは取得しておらず実際に存在しない。
5	平成25年度 諮問受理第 5 号	平成25年 4 月 4 日 付け大市第16号	平成25年 2 月25日	大情審答申第272号尊重欠く大市第86 号は、障害者自立支援法・医師法を 福祉局・生野区役所が解釈する権限 (職権有る) 有ると認めるもの全 部。(医師法第20条 3 ヶ月以上未診 の診断不可＝大大保第 5 号) 上記局・区は、6・7 (障害者自立 支援法) 争っている、並びに未診の 回答可を争っている。	市政改革室総合調 整担当	平成25年 3 月 8 日付け大 市第96号 不存在による 非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。福祉局生活保護課・生野区役所生 活支援担当は、所管外明確。〈不法肯定出来ず〉 生野区役所は、大生保生第574・902号「不存在」有りなが ら、大生保生第1099①・1170②・1265③号追々決定有るの は、本件相違する。(大福祉第3571(1951)号「不存在」決 定) ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「『大 市第86号は、福祉局と生野区役所が障害者自立支援法及び医 師法を解釈する権限を持つことを認める文書である』という ことを示す全ての公文書」であると解し、該当する公文書は そもそも作成しておらず実際に存在しないので、(か) 欄に 記載の決定を行った。

(注) 1 (え) 欄及び(け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。

別表 2									
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公開請求に係る公文書を保有して いない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成24年度 諮問受理第194号	平成25年 1 月11日 付け大人事第54号	平成24年11月 9 日	大人事第42号 第3内、2の6行目 「面談時に特記すべき事項もなかつた」の理由わかるもの。② 特記すべき事項基準わかるもの。①	人事室総務課	平成24年11月22日付け大 人事第46号 不存在によ る非公開決定	人事室において、当該公文書をそも そも作成又は取得しておらず、実際 に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。透明性原則より、逸脱する。 記録要否は、職員個人の判断なら、「特記」除外する次元に 面談要件扱うのは、市民サービス観点欠く。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「公開 の実施時に、異議申立人とのやりとりを記録していなかった ことについて、『面談時に特記すべき事項もなかった』こと に関する判断となる基準とその理由が分かる公文書」である と解したが、該当する公文書はそもそも作成しておらず実際 に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
2	平成24年度 諮問受理第195号	平成25年 1 月11日 付け大人事第56号	平成24年11月 9 日	大人事第42号 第3内、2の6行目 「面談時に特記すべき事項もなかつた」の理由わかるもの。② 特記すべき事項基準わかるもの。①	人事室総務課	平成24年11月22日付け大 人事第47号 不存在によ る非公開決定	人事室において、当該公文書をそも そも作成又は取得しておらず、実際 に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。透明性原則より、逸脱する。 継続中の問題事案の為、面談は、規定解離する事実関係を何 度も繰り返す。記憶業務は、職員の感情業務に化し、市民疎 外している。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「公 開の実施時に、異議申立人とのやりとりを記録していなかった ことについて、『面談時に特記すべき事項もなかった』こと に関する判断となる基準とその理由が分かる公文書」である と解したが、該当する公文書はそもそも作成しておらず実際 に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
3	平成24年度 諮問受理第237号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6199 号	平成24年 8 月 8 日	「相反関係」を明示する規定・書 物・資料等の全部 ※人権啓発センター担当事案	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成24年 8 月22日付け大 市民第6100号 不存在によ る非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得 しておらず、実際に存在しないた め。	平成24年 9 月 4 日	処分の取り消しを求める。 事実上、大阪市大病院の件が、相反関係を〇〇課長是認。(8 / 2 or 8 / 3) ----- 実施機関においては、(え) 欄に記載の旨の公開請求にかか る公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないこと から、(か) 欄に記載の決定を行った。
4	平成24年度 諮問受理第244号	平成25年 2 月28日 付け大市第87号	平成25年 1 月21日	市政改革室の職員研修資料内、地公 法遂上の第29条「道義的責任」分か るもの。(1 / 22の14～テーブル約束 を本件請求決定待ち、後日変更求 む)	市政改革室総合調 整担当	平成25年 2 月 1 日付け大 市第76号 不存在による 非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。当職冊子作成上、「組織パフォー マンス」表明している。 有り得ない「不存在」自体に考える。地公法全般的にも不 当。「道義的」＝道德示す。(広辞苑は、市保有)→服務規 律繁榮している。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「当室 が職員研修で使用する資料のうち、『地方公務員法逐条解 説』に出てくる『道義的責任』という言葉を説明する資料」 であると解し、該当する公文書はそもそも作成しておらず実 際に存在しないので、(か) 欄に記載の決定を行った。
5	平成24年度 諮問受理第250号	平成25年 3 月 7 日 付け大政第e-347 号	平成25年 1 月 7 日	市民サービス報務遂行時、「口頭」 ※示す供述するが、記憶次元に有る が、信用性わかるもの。〔神経症該 当有無論点〕 ※大政第e-267・268・269号「理由説 明書」第3の点表記(現実は、特定 されずとの答弁する区・局等々発生 している)(神経症表示するもの)	政策企画室公開制 度等担当・広聴担 当	平成25年 1 月21日付け大 政第e-307号 不存在によ る非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得 しておらず、実際に存在しないた め。	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。 実態が「記憶」主義かの様に、テーブル応接数々記録欠く。 しかし、正当化する実情有る。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成 24年12月20日付け大政第e-267号、大政第e-268号及び大政第 269号による実施機関理由説明書中『この間異議申立人と関わ りのある公開制度等担当及び広聴担当においては、上記趣旨 に関する関係所属とのやり取りは口頭のみにより行っており』 との記載があるが、市民サービス遂行時にやり取りを口 頭で行うということは記憶するということだが、その信用性 が担保できる証拠を求めている」と解したが、該当する公文 書はそもそも作成または取得しておらず実際に存在しない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公開請求に係る公文書を保有して いない理由	(く) 異議申立て年月日	----- (け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張 -----
6	平成24年度 諮問受理第277号	平成25年 3 月29日 付け大政第e-378 号	平成25年 1 月21日	政策企画室の職員研修資料内、地公 法遂上第29条「道義的責任」分かる もの。(情報公開制度等担当〇〇職 員(課長代理)は、上記問題有る)	政策企画室公開制 度等担当	平成25年 2 月 4 日付け大 政第e-317号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得 しておらず、実際に存在しないた め。	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。 服務規律にも成る為、不存在は、有り得ず。又、「道義的責 任」不知なら、守るのは、不可能。現に、〇〇職員(代理) 「道義的責任」の遵守欠く。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成 24年12月20日付け大政第e-267号、大政第e-268号及び大政第 269号による実施機関理由説明書中『この間異議申立人と関わ りのある公開制度等担当及び広聴担当においては、上記趣旨 に関する関係所属とのやり取りは口頭のみにより行っており』との記載があるが、市民サービス遂行時にやり取りを口 頭で行うということは記憶するということだが、その信用性 が担保できる証拠を求めている」と解したが、該当する公文 書はそもそも作成または取得しておらず実際に存在しない。
7	平成24年度 諮問受理第279号	平成25年 3 月29日 付け大政第e-380 号	平成25年 2 月 7 日	大政第e-113・267・268・269・297・ 304・305・306号(※法解釈示され ず!)の地公法根拠、示すもの・分 かるもの全部(通常、行政文書は、 法律・法令示すが、不明示上記) 例一地公法遂上第29条「道義的責 任」示す。	政策企画室公開制 度等担当	平成25年 2 月19日付け大 政第e-325号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得 しておらず、実際に存在しないた め。	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。行政文書を全く何の引用も欠くのは、不相当。 私文書並みで有り(個人の作成)、並びに当然の法理欠く。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「実施 機関が作成した実施機関理由説明書(大政第e-113・267・ 268・269・297・304・305・306号)の地方公務員法上の根拠 を求めている」と解したが、該当する公文書はそもそも作成 または取得しておらず実際に存在しない。
8	平成24年度 諮問受理第280号	平成25年 3 月29日 付け大政第e-381 号	平成25年 2 月26日	情報公開制度等担当は、大個審第55 号が、「等」追々追記する市民の声 回答採用なら、「他法問題」大情審 答申第272号以降の当区決定中「等」 次元肯定するかの采配可分かるもの	政策企画室公開制 度等担当	平成25年 3 月11日付け大 政第e-355号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得 しておらず、実際に存在しないた め。	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。大情審と大個審の整合性要す。 当区は、「理由説明書」(大個審分)数点内に、実施機関連 結示す。本件、レセプト不存在(未診)争うもの。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「答申 第272号以降に生野区役所が行った決定の中で『等』を使用し ている決定を政策企画室が肯定した根拠を求めている」と解 したが、該当する公文書はそもそも作成または取得しておら ず実際に存在しない。
9	平成24年度 諮問受理第300号	平成25年 3 月29日 付け大福祉第4867 号	平成25年 2 月25日	福祉局生活保護課は、大生保生第758 号示すとうり、是認出来る決定事項 わかるもの。 大健福第6054(1098・2207)号は、 大健福第4419号示すとうり、大健福 第4090号が、全体レセプト示す為、 レセプト欠いた発行。	福祉局保護課	平成25年 3 月11日付け大 福祉第4514号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。 既存する大健福第6054(4090)号の1098・2207・3375号相反す る本件決定。但し、大福祉第802・1317・1951・3571号有。 (大健こ第258・580号、大市民第6127号有) ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求について、平成 24年10月26日付け大生保生第758号の決定が、生野区役所が 行った決定であり、「生活保護の実施機関が生活保護の適正 な実施のために行ったもの」であるため、そもそも実施機関 は当該公文書は作成しておらず実際に存在しないことから、 (か) 欄に記載の決定を行った。
10	平成25年度 諮問受理第 1 号	平成25年 4 月 4 日 付け大市第 4 号	平成25年 2 月 7 日	大市第52・55・58・61・64・67・ 70・73号の地公法根拠、示すもの・ 分かるもの (通常、行政文書は、法律・法令示 し、法解釈明示)	市政改革室総合調 整担当	平成25年 2 月20日付け大 市第85号 不存在による 非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。※引用欠くのは、不相当。 当然の法理欠いている。実施機関は、地公法もっとも責務負 う。憲法第99条逸脱している。一般市民を大変軽視する行為 再三も有る。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大市 第52号他 7 件の『実施機関理由説明書』を作成するにあたっ ての地方公務員法上の根拠がわかるもの、または、『実施機 関理由説明書』に係る決定の地方公務員法上の根拠がわかる もの」と解し、該当する公文書はそもそも作成しておら ず実際に存在しないので、(か) 欄に記載の決定を行っ た。

(注) 1 (え) 欄及び(け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。